

昭和44年6月2日

消防審議会会长

伊能芳雄 殿

消防庁長官

松島五郎

下記のとおり、貴会に諮問する。

記

多発する林野火災に対処すべき方策について、意見を示されたい。

昭和44年6月2日付諮問のあった林野火災対策について、別紙のと
り答申する。

昭和44年11月11日

消防審議会会長

伊能芳雄

消防庁長官
松島五郎 殿

別 紙

林野火災対策について

第1 林野火災対策の確立の必要性

1 林野の重要性

国土の約三分の二を占める林野は、木材その他の林産物を供給するとともに、国土を保全し、水源をかん養し、保健休養の場を提供する等国民生活と強く結びついているが、林野のもつこれらの機能は、社会経済の進展とともに、ますます重要性を加えてきている。

林野の健全な維持は、著しく不足している木材供給量の増大のためのみならず、国土を保全し、豊かな生活環境をつくりだすためにも強く要請されているところである。

2 林野火災の現状

林野火災は、一旦発生すれば、このように重要な森林資源を短時間に焼失してしまい、その回復には長年月と多大の労力を費やすことになり、その間の社会的損失は極めて大きなものがある。

最近における林野火災の状況をみると、急増の傾向がみうけられる。昭和33年を基準にして昭和42年は出火件数及び焼損面積で約3倍、損害見積額では約6倍となっており、同期間における建物火災の増加傾向が出火件数では約1.3倍、焼損面積では約1.2倍、損害見積額では約2.4倍であるのに比べその増勢は著しい。さらに最近における道路交通網の発達、レジャー人口の増加による出火機会の増大等により、林野火災の危険性はますます増大するものと考えられる。

3 林野火災の特徴と問題点

(1) 林野火災は乾燥した季節に多く発生し、その出火原因は、たばこ、マッチ、たき火等によるものが大部分であるが、林野は可燃物が広大に広がりそこに不特定多数の者が自由に入出することが

できること及び林野の管理経営形態が多様であり、また日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等の事情から、出火防止の対策が徹底しにくいという問題がある。

- (2) 一度火災が発生した場合には、気象、地形、林相、水利等の相違によって特異な延焼形態をたどり、かつ、地形が複雑で交通、水利等が極めて不便であるため、消火活動にあたり消防隊の配置、移動等が迅速に行われがたく、また消防隊員に激しい肉体的疲労と危険を伴うという問題がある。
- (3) 林野火災の防ぎよのための機器が十分に整理されておらず、今日なお人海戦術に依存することが多いが、最近の農山村地域における人口流出が必要な消防団員の確保を困難にしているという問題がある。
- (4) 林野火災対策を進めるにあたっては、消防、林野その他の関係機関の緊密な連絡体制が必要であるが、現状においては必ずしも十分でないという問題がある。

以上のような状況にかんがみ、すみやかに林野火災対策を確立する必要がある。

第2 林野火災対策として講ずべき措置

1 林野火災対策の基本方針

林野火災対策としては、次の基本方針に基づき所要の措置を講ずることが必要である。

- (1) 林野火災対策の効率的な推進を図るため、林野の分布状況等を考慮し、広域的な消防体制を確立するとともに、関係諸機関の対策の総合性を確保すること。
- (2) 林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止対策の徹底を図ること。
- (3) 林野火災に対処する消防戦術及び装備の近代化を図ること。
- (4) 上記の方針の具体化にあたっては、林野をとりまく地形、気象、

林野の利用形態その他の地域的相違を考慮し、地域ごとに、それらの要因に対応する林野火災対策を講ずること。

2 組 織

(1) 市町村消防体制

市町村は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発危険期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防隊の編成その他の林野火災に対処する組織を確立し、その適切な運営を図るよう配慮すること。

(2) 相互応援体制

市町村は、林野の分布等を考慮して林野火災を対象とする広域的な地域相互応援体制を推進するものとすること。

(3) 総合的消防体制

都道府県及び市町村は、消防及び林野の行政機関を中心として、自衛隊警察その他の関係機関の密接な協力を得て総合的な消防体制を確立すること。このため、都道府県にあっては都道府県防災会議に林野火災対策部会を設置し、市町村にあっては実情に応じ、市町村防災会議又は市町村防災会議の協議会に林野火災対策部会を設置するものとすること。

また、国においては、消防庁、林野庁その他の関係機関は緊密な連絡のもとに分担協力し、林野火災対策を推進する体制を確立すること。

(4) 自衛消防隊等

地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他の防火の組織の育成強化を図ること。

3 計 画

(1) 防災計画

防災基本計画には、防災業務計画及び地域防災計画において重

点をおくべき事項として林野火災の予防に関する事項をとりあげるとともに、防災業務計画及び地域防災計画には、林野火災対策として啓蒙宣伝の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底、防火線、林道等の構築消防用資器材の整備等について、具体的な計画を定めるものとすること。

(2) 消防計画

消防計画には、林野火災に関して市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に従い、具体的に計画を定めるものとすること。

(3) 森林計画

森林計画には、実情に即して森林の火災予防に関する森林施業についてとりあげるものとすること。

4 出火防止

(1) 広報宣伝

林野火災の出火原因にはたばこ、マッチ、たき火等の失火によるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から、林野火災対策においては出火防止の徹底がとくに重要である。そのため、国、地方公共団体、林野の所有者等の実施機関が相互に密接な連絡を行い、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討し、有効かつ強力な広報宣伝を行うこと。とくに林野火災の多発危険期に、林野の利用形態に即して各種の林野火災予防の啓蒙運動、林業従事者等を対象とした講習会等を積極的に行うこと。

(2) 巡視、監視等

都道府県、市町村等は、林野火災の多発危険期においては、巡視、監視等の警戒活動を強化することにより、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図ること。

(3) 森林の管理

林野の所有者等は、防火線、防火樹帯等防火帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を積極的に講ずるものとし、国は、森林における火災予防に関する基準の整備を図り、積極的に指導すること。

(4) 火入れ

火入れによる失火がかなり見受けられることにかんがみ、森林法（昭和26年法律第249号）第21条に基づく火入れの許可については、期間、許可に付する条件等について消防機関との連絡の緊密化を図ること。なお、国又は都道府県が火入れを行う場合にも市町村に十分連絡のうえ実施すること。

(5) 林野火災警報

林野における火災警報のため、新たに林野の火災に関する火災警報発令基準を加えるとともに、林野火災警報に関する消防信号を設ける等警報伝達体制の整備を図ること。

(6) たき火又は喫煙の制限

林野火災の多発するおそれのある期間に限り一定の区域についてたき火又は喫煙を制限する等消防法（昭和23年法律第186号）第2.3条の規定の積極的な活用を図ること。

5 火災防ぎよ

(1) 防ぎよ機器等

林野火災においてこれまでとられてきた火たたき、覆土等専ら人力に依存した人海戦術から脱却するため、また農山村地域の人口流出による消防団員の減少に対処するため、防ぎよ機器の研究開発を積極的に進め、装備の近代化を図る必要があるが、当面、市町村は、オートバイ、無線機、小型軽量ポンプ、刈払機等の防ぎよ機器を整備するとともに、消防水利の確保を図ること。

また、都道府県は、各種の災害に対処するため防災資器材セン

ターを設置し、林野火災用として空中消火機器、消火薬剤、万能トラクターその他の車輌等を整備すること。

(2) 防ぎよ訓練

国は林野火災の消火戦術について指導を強化するものとし、地方公共団体等が行う林野火災の防ぎよ訓練にあっては、大規模火災に対処し得る指揮体制の確立、部隊運用等に主眼をおいて、図上演習及び実地訓練を行うこととすること。

(3) 消火協力者の処遇

国は、林野火災において消火に協力した者に対する災害補償その他の処遇について所要の措置を講ずること。

6 試験研究

国は、試験研究機関の整備を図り、次の研究を行うこと。

(1) 林野火災における消防用機器等に関する研究

小型軽量高圧ポンプ、移動貯水そう、長尺難燃ホース、防火帯構築機器、消防用資器材搬送車両、消火薬剤等に関する研究

(2) 林野火災における航空機の利用に関する研究

空中からの消火薬剤等の投下、人員及び消防用資器材の空輸、空中からの火災状況の偵察、警戒等に関する研究

(3) 林野における消火戦術等に関する研究

火災の性状、防火線の構築方法、迎え火の実施方法、部隊の配置方法等に関する研究

7 パイロット事業

以上述べた林野火災対策は地域ごとに相違する気象、地形、林相、林野の利用形態、水利等の地域の実情に応じて効果的に実施することはもとより必要であるが、とくに国は、林野火災対策の先駆的な事業として、林野火災多発地域において次の施策を総合的かつ集中的に実施することを推進し、他の地域における林野火災対策の樹立に資すること。

- (1) 防火思想の普及宣伝
- (2) 巡視、監視等の実施
- (3) 消防用設備等の整備
- (4) 防ぎよ訓練の実施

8 財政措置等

(1) 財政措置

地方公共団体の行う林野火災の出火防止の広報宣伝ならびに林野火災に対処するための設備及び資器材の整備、林野の所有者等が行う林野火災予防上の設備等の設置、林野火災対策パイロット事業として行う施策等に要する経費については、国の助成措置を強化するとともに、その他の経費についても、地方交付税その他の財政措置の強化を図るものとすること。

(2) 規定の整備

消防法施行令（昭和36年政令第37号）において市町村長の指定する山林にかかる消防用設備等の種類ならびにその設置及び維持の技術上の基準に関する規定を設けるとともに、林野火災の予防に関して森林法第23条の規定に基づく条例の整備を行うこと。

(3) その他

国は、各市町村の消防業務用周波数の確保を図るほか、とくに林野火災時における消防無線の広域的運用を図るため非常用共通波の確保に配慮すること。